

埼玉県立嵐山史跡の博物館資料評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県立嵐山史跡の博物館における資料の収集を行うにあたり、博物館資料の真偽の鑑定、学問的評価、価格の査定、資料収集計画の策定等を行うため、埼玉県立嵐山史跡の博物館資料評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 博物館資料の真偽の鑑定に関する事
- (2) 博物館資料の学問的評価に関する事
- (3) 博物館資料の価格の査定に関する事
- (4) 資料収集計画の策定に関する事
- (5) その他資料収集に必要な事項

2 審査に当たっては、客観的な方法の確立に努め、透明性、公平性を確保しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、館長の職にある者とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会議の定足数は3分の2とする。

4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、委員長が決するものとする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。委員会解散後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学芸担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

埼玉県立嵐山史跡の博物館資料評価委員会名簿

区 分	委員の職名
委員長	埼玉県立嵐山史跡の博物館 館長
委 員	埼玉県立嵐山史跡の博物館 副館長
委 員	埼玉県立嵐山史跡の博物館 学芸主幹
委 員	埼玉県立嵐山史跡の博物館 学芸員
委 員	埼玉県立嵐山史跡の博物館 主任専門員兼学芸員
委 員	埼玉県立嵐山史跡の博物館 主任

以上 6 名